

平成27年5月29日

臨床修練生のみなさんへ

医学教育センター長 多田 剛
附属病院医療情報部長 濱野 英明

臨床修練生による電子カルテ「学生の記録（教育）」の利用開始について

- 1) 本学附属病院の電子カルテにおいて、臨床修練生(医学部4年次後期～6年次生)を対象に『電子カルテ「学生の記録（教育）」に、臨床修練生が臨床実習の記録を記載できる仕組み』が、この6月1日よりはじまります。
- 2) この仕組みは、本学における参加型臨床実習の一環であり、また皆さんが世界標準の医学教育を受けた証（医学部で受けた教育の質が保証されること）にもなります。
- 3) この電子カルテ「学生の記録（教育）」への臨床修練生による記載に関しては、臨床修練生の実習先の各診療科の方針ならびに指導教員の指示に従うことになります。
院内実習では、臨機応変に行動してください。
例1：診療上、使用している電子カルテが富士通製ではない科（耳鼻科、眼科など）
例2：もうしばらくの間、学生実習は紙カルテでの指導を続ける方針の科など
- 4) 臨床修練生がこの「学生の記録（教育）」に記載できるのは、背景色が黄色の臨床修練生専用のエディタ部分に限定され、その記載をした臨床修練生の名前も画面上に表示されます。記載内容と記載者の名前は電子カルテの特性上、永久に保存されます。
- 5) 臨床修練生の記載内容は、その指導教員によってその内容が確認され、必要な場合は記載の訂正・加筆などの指導を受けますが、その修正過程も永久に保存されます。
万が一、不適切と思われる記載があった場合、実習先の診療科から医学教育センターへ一報が届くことになっています。

自分の身を守り、かつ実習先に迷惑をかけないために・・・

- 1、ログアウトを必ず確認してから、離席すること。
- 2、各自のパスワードを他人に知られないように、これまで以上に気をつけること。
- 3、今はまだ、医師免許を持っていない身分であることを常に意識して、行動すること。
- 4、困ったことが生じた場合は、医学教育センターへすぐに連絡すること。

以上